

鹿 児 島 県 公 報

平成27年 2 月 24 日（火）第3087号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 入会林野整備計画の認可 (森林経営課取扱い) 1
- 漁船保険付保義務発生（2件） (水産振興課取扱い) 1
- 特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定 (水産振興課取扱い) 1
- 団体営土地改良事業の計画の変更に係る認可申請を相当とする決定 (農地整備課取扱い) 2
- 土地改良区の解散 (農地整備課取扱い) 2
- 県営土地改良事業の計画の決定 (農地整備課取扱い) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止 (大島支庁取扱い) 2

公 告

- 建築士の懲戒処分 of 公告 (建築課取扱い) 3
- 建築士法に基づく監督処分 of 公告 (建築課取扱い) 3

人 事 委 員 会 公 告

- 警察官採用試験公告 (総務課取扱い) 4

公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示 (生活環境課取扱い) 7

告 示

鹿 児 島 県 告 示 第 137 号

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和41年法律第126号）第11条第1項の規定により，南九州市加治佐入会林野整備組合代表者佐多忍の認可申請に係る加治佐入会林野整備計画を平成27年2月17日認可した。

平成27年 2 月 24 日

鹿 児 島 県 知 事 伊 藤 祐 一 郎

鹿 児 島 県 告 示 第 138 号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果，喜入加入区について，同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

平成27年 2 月 24 日

鹿 児 島 県 知 事 伊 藤 祐 一 郎

鹿 児 島 県 告 示 第 139 号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果，黒之浜加入区について，同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

平成27年 2 月 24 日

鹿 児 島 県 知 事 伊 藤 祐 一 郎

鹿 児 島 県 告 示 第 140 号

阿久根市脇本9909番地 有限会社海盛水産代表取締役野村敬司及び阿久根市脇本9566番地 1 野村盡からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成27年 2 月 24 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

区域及び区分

- 1 区域 阿久根市黒之浜区域（阿久根市大字脇本の地区）
- 2 区分 総トン数10トン以上20トン未満の漁船によりまき網を使用して営む漁業

鹿児島県告示第141号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、沖永良部土地改良区が行う土地改良事業（維持管理）の計画の変更に係る認可申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議の申出をすることができる。

平成27年 2 月 24 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成27年 2 月 25 日から同年 3 月 24 日まで
- 3 縦覧場所
和泊町役場耕地課
知名町役場耕地課

鹿児島県告示第142号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号の規定により、平成27年 2 月 13 日付けで指宿市干寄土地改良区が解散した。

平成27年 2 月 24 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第143号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、土地改良事業県営農地整備（畑地帯担い手支援型）（農業用排水施設整備、農道整備及び区画整理）吉利地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成27年 2 月 24 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成27年 2 月 25 日から同年 3 月 24 日まで
- 3 縦覧場所
日置市日吉支所産業建設課

大島支庁告示第3号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス

の事業の廃止の届出があった。

平成27年 2 月 24 日

大島支庁長 本重人

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
介護老人保健施設秋名の郷	大島郡龍郷町幾里字濱崎179番地	社会医療法人鹿児島愛心会	鹿屋市新川町6081番地1	鈴木 隆夫	平成27年2月28日	居宅介護・重度訪問介護

公 告

建築士の懲戒処分のお知らせ

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第1項の規定により、次のとおり処分をした。

平成27年 2 月 24 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

処分をした年月日	処分を受けた建築士			処分の内容	処分の原因となった事実
	氏名	建築士の別	登録番号		
平成26年9月29日	新村 公規	二級建築士	鹿児島県知事登録第6640号	戒告	建築士法施行規則の一部を改正する省令（平成20年国土交通省令第61号）附則第2条第2項において準用する同条第1項の規定により平成24年3月31日までに二級建築士定期講習を受けなければならない者であったにもかかわらず、同日までに同講習を受けず、同講習を受けた平成26年2月13日まで、有限会社新栄板金工作所（鹿児島県知事登録第2-22-55号）に属した。 このことが建築士法第10条第1項第1号に該当する。
同上	田原春 守	同上	鹿児島県知事登録第7184号	同上	建築士法施行規則の一部を改正する省令附則第2条第2項において準用する同条第1項の規定により平成24年3月31日までに二級建築士定期講習を受けなければならない者であったにもかかわらず、同日までに同講習を受けず、同講習を受けた平成26年3月20日まで、有限会社ワイ・ユウプラン（鹿児島県知事登録第1-21-154号）に属した。 このことが建築士法第10条第1項第1号に該当する。

建築士法に基づく監督処分の公告

建築士法（昭和25年法律第202号）第26条第2項の規定により、次のとおり処分をした。

平成27年 2 月 24 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

処分をした年月日	処分を受けた建築士事務所					処分の内容	処分の原因となった事実
	名 称	所 在 地	開設者の名称及び代表者の氏名	建築士事務所の別	登 録 番 号		
平成26年 9月29日	有限会社 新栄板金 工作所	鹿児島市山 田町1591番 地 1	有限会社新 栄板金工作 所 新村 和保	二級建築 士事務所	鹿児島県知 事登録第2 -22-55号	戒告	建築士事務所を管理する建築士が、建築士法第10条第1項の規定により懲戒の処分を受けており、このことが同法第26条第2項第4号に該当する。

人事委員会公告

警察官採用試験公告

平成27年度警察官採用試験を警視庁（東京都）、神奈川県、滋賀県、大阪府及び兵庫県と共同して次のとおり実施する。

平成27年 2 月 24 日

鹿児島県人事委員会委員長 平田浩和

1 試験区分及び職務内容

都府県名	試験区分	職務内容
鹿児島県	警察官 A（男性、女性、武道）、警察官 B（男性、女性、武道）	個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締り、その他公共の安全と秩序の維持に当たる。
警視庁 神奈川県 滋賀県 大阪府 兵庫県	警察官 A（男性）、警察官 B（男性）	

2 受験資格

(1) 年齢

都府県名	警察官 A	警察官 B
鹿児島県	昭和59年 4 月 2 日から平成 6 年 4 月 1 日までに生まれた者	昭和59年 4 月 2 日から平成10年 4 月 1 日までに生まれた者
警視庁	昭和60年 5 月 12日から平成 6 年 4 月 1 日までに生まれた者	昭和60年 9 月 22日から平成10年 4 月 1 日までに生まれた者
神奈川県 滋賀県	昭和60年 4 月 2 日以降に生まれた者	昭和60年 4 月 2 日から平成10年 4 月 1 日までに生まれた者
大阪府	昭和57年 4 月 2 日から平成10年 4 月 1 日までに生まれた者	昭和57年 4 月 2 日から平成10年 4 月 1 日までに生まれた者
兵庫県	昭和55年 4 月 2 日以降に生まれた者	昭和55年 4 月 2 日から平成10年 4 月 1 日までに生まれた者

(2) 学歴・資格

学 歴 等	警察官 A	警察官 B
	・ 学校教育法による大学（4年制大学以上のもの）を卒業した者又は平成28年 3 月末までに卒業見込	左記に掲げる者以外の者

学 歴	みの者 ・ 人事委員会が上記に該当する者 と同等の資格があると認める者 (注1)	
試験区分 (武道)に おける資格	柔道の段位が3段以上又は剣道の段 位が3段以上を有する男性	柔道の段位が2段以上(学校教育法 による高等学校を平成28年3月末ま でに卒業見込みの者は初段以上)又 は剣道の段位が2段以上を有する男 性
そ の 他	次のいずれかに該当する者は受験できない。 ・ 日本の国籍を有しない者 ・ 成年被後見人又は被保佐人(民法の一部を改正する法律の規定により 従前の例によることとされる準禁治産者を含む。) ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受け ることがなくなるまでの者 ・ 志望する都府県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日か ら2年を経過しない者 ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した 政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又は これに加入した者	

(注1) 都府県によって異なる場合がある。

3 試験の方法、時期及び場所

区 分		警察官 A	警察官 B	
第 1 次 試 験	試験日	平成27年 5 月 10 日 (日)	平成27年 9 月 20 日 (日)	
	試験地	鹿児島市	鹿児島市, 鹿屋市, 奄美市 (武道 は鹿児島市のみ)	
	試験 種 目	教養試験, 論文試験, 身体一般検 査, 実技試験 (武道のみ) (注1)	教養試験, 作文試験, 身体一般検 査, 実技試験 (武道のみ) (注1)	
	適性 検 査 等	試験日	平成27年 6 月 3 日 (水) から 6 月 6 日 (土)	平成27年 10 月 16 日 (金) から 10 月 20 日 (火)
	試験地	鹿児島市		
	試験 種 目	適性検査, 身体精密検査, 体力検査 (注2)		
合格発表	平成27年 6 月 26 日 (金)	平成27年 11 月 10 日 (火)		
第 2 次 試 験	試験日	平成27年 7 月 13 日 (月) から 7 月 21 日 (火)	平成27年 11 月 24 日 (火) から 11 月 30 日 (月)	
	試験地	鹿児島市		
	試験種目	面接試験		
	合格発表	平成27年 8 月上旬	平成27年 12 月中旬	

○ 鹿児島県分については、上記のとおり。他都府県については教養試験、論作文試験、身体一般検査の実施日等は上記のとおりであるが、それ以外については、別途当該都府県が定める。

(注1) 鹿児島県以外の都府県を第1志望とする者は、第1次試験は、教養試験、論作文試験及び身体一般検査のみを行う。

論作文試験は、第1次試験日に実施するが、採点は第2次試験で行う。

(注2) 適性検査等は、教養試験の成績(武道の場合は、教養試験及び実技試験)が一定の基準以上で、かつ、身体一般検査の結果が合格基準を満たす者が対象となる。

4 受験申込手続等

(1) インターネットによる受験申込み

	警察官 A	警察官 B
申込受付期間	平成27年 3 月 30 日 (月) 午前 8 時 30 分から 4 月 13 日 (月) 午後 5 時 15 分までに鹿児島県電子申請共同運営システムのサーバーに到達したものとする。	平成27年 8 月 5 日 (水) 午前 8 時 30 分から 8 月 19 日 (水) 午後 5 時 15 分までに鹿児島県電子申請共同運営システムのサーバーに到達したものとする。
受験申込方法	鹿児島県のホームページ (http://www.pref.kagoshima.jp/) において、必要な事項を入力し、申し込むこと。	

(2) 郵送又は持参による受験申込み

	警察官 A	警察官 B
受験申込書配布開始日	平成27年 2 月 24 日 (火)	平成27年 7 月 1 日 (水)
申込受付期間	平成27年 3 月 30 日 (月) から 4 月 15 日 (水)	平成27年 8 月 5 日 (水) から 8 月 21 日 (金)
受験申込書の請求先	鹿児島県人事委員会事務局, 鹿児島県警察本部, 鹿児島県内の各警察署, 鹿児島県県外事務所等	
受験申込方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受験申込書に必要な事項を記入して提出すること。 ・ 受験申込みは、一試験区分に限る。 ・ 警察官 A (男性) 及び警察官 B (男性) は、上記都府県のうち第 2 志望まで選択することができる。ただし、鹿児島県以外の都府県を第 1 志望とした場合は、鹿児島県を第 2 志望とすることはできない。なお、いずれかの都府県で第 1 次試験に合格した場合は、第 2 志望は無効となる。 ・ 受験申込書の受理後における試験区分、志望都府県及び試験地の変更は認めない。 ・ 郵送の場合は、必ず簡易書留郵便にすること。 	
受験申込先	鹿児島県警察本部警務課	

5 採用候補者名簿の作成の方法

採用候補者名簿の作成方法は、各都府県によって異なるが、鹿児島県分については次のとおりである。

- (1) 最終合格者は、採用候補者名簿に成績順に登載される。
- (2) 採用候補者の名簿の有効期間は、名簿の確定の日から原則として 1 年間である。

6 給与

給与は各都府県によって異なるが、鹿児島県の場合は、「鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例」に基づき支給される。平成27年 2 月 24 日時点における初任給は、下表のとおりである（職務経験等がある場合は、加算される場合がある。）。また、諸手当として、通勤手当、住居手当、超過勤務手当、特殊勤務手当、期末手当、勤勉手当等が、それぞれの支給条件に基づき支給される。

試験区分	初任給基準額
警察官 A	194,600円 (大学卒)
警察官 B	177,700円 (短期大学卒)
	163,800円 (高等学校卒)

7 その他

試験内容等の詳細については、別に試験案内を交付する。

問合せ先	
鹿児島県人事委員会事務局	郵便番号 890-8577 鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 県庁 (行政庁舎) 12 階 電話 099-286-3893, 099-286-3894

鹿児島県 警察本部 警務課	郵便番号890-8566 鹿児島市鴨池新町10番1号 警察庁舎3階 電話（代表）099-206-0110（内線2636） （直通）099-206-2220
---------------------	--

公安委員会告示**鹿児島県公安委員会告示第18号**

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成27年2月24日

鹿児島県公安委員会委員長 豊島忍

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	CR交響詩篇エウレカセブン〜ア ネモネVer. MA	株式会社ソフィア	4P1197
ぱちんこ遊技機	CR交響詩篇エウレカセブン〜ア ネモネVer. MB	株式会社ソフィア	5P0002
ぱちんこ遊技機	CRキカイダー S.I.C. Z	株式会社ソフィア	5P0004